

## 平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第4回）概要

1 日 時 平成24年10月17日（水）午後2時～午後4時

2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

3 出席者 別紙のとおり

### 4 概 要

- ・ 議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中10名）であることを報告。
- ・ また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開を進めることを決定してから審議に入った。
- ・ 資料概要の説明と質疑応答

資料1のこれまで審査会委員から頂いた意見について事務局から簡単に説明し、資料2の知事意見の項目とその案について、事務局から考え方等の説明を行い、次のとおり質疑応答を行った。

### A委員

5番の事後調査に関する調査項目・地点・期間等の全般事項の再確認についてというところで、恐らく期間等という部分に入っていると思うんですけども、その事後調査をやっている、例えば1年間の期間のうち、何度調査をするのかという頻度についても一応書いといた方がいいかなというふうに思っています、その環境に影響を及ぼす事実が発生することが1年間のうちにもしかしたら1度、2度あるかもしれないので、それが1年間終わった後に発表するというよりは、途中で発表した方がいいこともあるんじゃないかなと思っていますので、時期のうちに入るのか、それが項目に対する頻度というか、そういうふうなことが一応書いといた方がいいかもしれないなというふうな気がいたしました。済みません、以上です。

### 岡崎会長

お願いします。

### 後藤田課長補佐

ありがとうございます。

今の御指摘は、調査の頻度ということによろしいでしょうか。それとも、それを公表する、あるいは発表する頻度という御意見でしょうか。調査というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

### A委員

はい。基本的には調査なんですけども、その発表するのは1年間終わった後に発表するというふうなことが決められているんですか。

### 後藤田課長補佐

発表につきましては、資料の3をごらんいただきたいんですが、事後調査報告の流れ、今後の流れも含めましてですが、資料3に条例の手の流れがございます。一番最後の方に、ごめ

んなさい、評価書が終わって許認可が出て、事後調査手続に入って、工事着手、事後調査計画書を出していただいた上で工事着手、事後調査をしていただくと。工事完了後、事後調査報告書を提出していただいて、審査会の意見を踏まえて、必要があれば環境保全の要求をしていただくということで、このタイミングになると思います。

ただし、事業者さんの方から、準備書の中で事後調査の結果については事後調査の進捗状況に応じて組合のホームページにおいて公表されるというようなことが書いてございますので、こちらの方、タイミングとしては、公表のタイミングとしてはこちらの方に対する指摘ということでもよろしいでしょうか。

#### **A委員**

はい、それで結構です。

あと、今ちょっと気になったのが、事後調査というのは基本的には工事が始まって工事が終わってから事後調査の報告が出るというふうなことですよね。最終報告。

僕のイメージでは1年間のモニタリングの調査、モニタリング結果というふうなことにしても、公表するのは1年後でいいのか、それかあるいは途中で公表されるのかというふうなことも気になっていたんですが、それに関してはこの5番の中に含まれているのでしょうか。それとも含まれていないのでしょうか。

#### **後藤田課長補佐**

モニタリングというのは、この事業が、工事があって、施設が稼働して定常状態になるまでというところが基本的には事後調査。その後、ずっと延々と施設が稼働していく中でしていくのがモニタリングというような表現でちょっと今回はさせていただいておりますが、事後調査については、先ほど説明させていただいたとおりでございますし、それ以外のモニタリングにつきましては、その項目5の下の段ですね。住民意見等を勘案して施設供用後についてもモニタリングを継続していただきたいという表現で、ちょっと具体的な表現は変わるかもしれませんが、お願いしたいなど。

それにつきましては、恐らく事業者様に確認しないとわかりませんが、例えば年1回とか、そのようなタイミングで何らかの公表などをされるのではないかと思うんですが、ちょっとこれは確認をしないとわかりませんが、そのように考えておられるのではないかなというふうに考えております。

#### **A委員**

わかりました。

#### **岡崎会長**

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

#### **B委員**

今の5の2番目のモニタリングのことについて、事業が稼働している間はずっと長く続けるというようなことがありましたけども、それがやっぱり望ましいと思うんですね。特に地下水を利用されているという点からいいますと、地下水の変化というのはかなりおくれで出る可能性がありますので、そこはくれぐれも、環境影響評価としてはもう事後調査で終わっているかもわかりませんが、やはりその後のこともやはり大切であるということを強調していただ

ければと思います。以上、コメントです。

**岡崎会長**

どうぞ、お願いします。

**C委員**

この5番の項目について話が進んでいるので、私からも。

特に配慮を要する施設についても、当初最初にモニタリングをする地域、下流の地域等地図をいただいたんですけども、やっぱり稼働後にもやはり特に配慮を要する施設において、そこでの実際のデータ、モニタリングも必要だと思っておりますので、先ほどの2人の委員の先生の内容につけ加えてコメントをさせていただきます。以上です。

**岡崎会長**

ほかに、どうぞ、お願いします。

**D委員**

7番なんですけど、緊急時における環境への影響に関する対応ということで、マニュアルの整備、施設を対応とおっしゃったんでしょうか。7番、7番の緊急時における対応ということなんですけれども、マニュアルの整備、施設を対応するというのは、そのマニュアルを整備しておくことと、緊急避難施設ということですか。施設じゃなかったでしたか。

**後藤田課長補佐**

これが、この緊急時のことについての記載につきましては、準備書の2の29あたりに書いてございまして、緊急時の対策ということで、事故対応マニュアルのこと、それとあと機械の自動停止装置の関係のことなどが書かれているかと思っております。そのような対応につきまして的確に対応していただきたいということで、具体……。

**後藤田課長補佐**

29、失礼しました。2の19です。失礼いたしました。2の19の(7)番のところですかね。緊急時の対策ということで記載がしております。アセスでどこまでいえるのかなというところと、あとその具体的な緊急時対応、維持管理の部分ですね。施設が動き出してから維持管理の部分につきましては、各個別法での確認等が出てくるかと思っておりますが、そうはいつでもアセスの中でも住民の意見がさまざま出ているということで述べさせていただきたいということで、ここでは項目としてまずは上げさせていただいているところでございます。

**D委員**

これは事業実施中の緊急時ということで、そのマニュアルというのは、マニュアルがちゃんと、マニュアルに沿って動けるように対応してくださいということを加えるということですね。

**後藤田課長補佐**

その工事実施中も、事業の稼働後もそうなんですけど、ちょっとどこまで言えるはまだはっきりしませんが、例えば工事中も含めて、そんな部分がちょっとどこまで言えるかという部分もございまして、考えたいなというふうに思っております。

**D委員**

わかりました。

**B委員**

確認をさせてください。地下水のところ、水質、多分資料の準備書の2の18のところだと思うんですが、水質汚濁防止対策というところで、先ほど書かれているごみピット等からの、それはその構造が大丈夫なので地下水浸透を防止するというところのことなんですけども、地下水自身は今まで調査対象項目に入っていなかったということですかね。

**後藤田課長補佐**

調査項目というと、その現況調査としては入ってございます。予測というのはいないですね。

**B委員**

事後調査の項目の中にも入っているんですかね。実態調査としては。

**後藤田課長補佐**

事後調査につきましても、10の2という準備書の中にございますが、10の2の下から2番目、水質の中に現況調査を行った17地点については実施をするということになっておりまして、この17地点の中に地下水の地点が含まれてございますので、実施の方、事後調査を実施されるというふうに理解をしております。

**B委員**

ありがとうございました。

**岡崎会長**

どうぞ、お願いします。

**E委員**

先ほどのその今さっき委員の先生がおっしゃった地下水のところなんですけれども、この17番ですかね。想定水量、水質とかを丁寧に出すということなんですけども、そこまでする必要があるのかなというような気もするんですが、先ほどの説明では、SSとかBODとかを測定してということなんですけども、多分それを気にしているんじゃないと思うんですよね、この水質のことを気にされている方は。やっぱりSS、BODとかじゃなくて、ダイオキシンやら何やらとか、有害な物質が出ているのかどうかというところが大事であって、それに対して大丈夫ですよというのを確実に納得していただけるような説明をした方がよいのかなと思います。

例えば、この2の18に書かれているような「堅固なコンクリート構造とし」という一言だけでなく、どれぐらいの分厚さのコンクリートで、これだったらまず水は浸透しませんよと。コンクリートといってもごくごくわずかながらも浸透はしますから、これだったらしませんよというのをもうちょっと定量的に出せば、わざわざその水収支とか水量とか水質まで書かなくてもいいのかなというふうに思います。コメントですけど。

**岡崎会長**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。どうぞ、お願いします。

**F委員**

ダイオキシンの話ですとか、大気汚染の話とか、いろいろ感じているところだと、その予測をやって、その計算がうまくいっているのかどうか、そういうところが非常に大きいウエートを占めているのかなというふうな気がしているんですけども、それで先日、計算方法をこの評価書を見てもなかなか中身がちょっとわかりにくいということでお話伺ったら、そこである

程度ちょっと実像が見えてきたんですけども、何か空気が流れていて、それに対してある高さを持ったところから一定汚染物質が拡散されて、風速なんかも一定であったりとか、非常に何か大ざっぱな計算をされているわけですよね。それとかあと、ばいじんなんかの分散予測なども多分されているんだと思いますけども、そういったものの中にダイオキシンが吸着された状態で拡散されていくとか、いろいろ考えられるんですけども、そういうのを考えていると、業者の方の説明を受けて、実績があってガイドラインに沿って計算をしていると。そういうお話を聞くと、ああ、そうなんですかというふうに理解するしかないんですけども、そうはいつでもなかなかうまく計算できているというふうには何か思えないわけですね。我々もそうですし、住民の方も非常に懸念されているというのは私もよく理解できるんですね。

それで、ちょっと言いたいことが二つほどありまして、まず一つは、これは先ほどの質疑の中でお話ししたのと同じことになるんですけども、事後調査ですね。これをやっぱりきちんとやっていただかないと、住民の方も浮かばれないのかなというふうに思うんですけども、それで昔、地図をお配りいただいて調査地点なんかも紹介していただいたんですけども、焼却場から、どういうんですかね、かなり離れたところにサンプル地点があるんですね。私、あの計算結果あんまり信用していないというふうなことを申し上げたんですけども、例えば計算結果見ますと、例えば焼却場から500メートルぐらいのところとか、1キロぐらいのところ非常に、どういうんですかね、排気ガスの濃度が高いところが出ているんですけども、見てみますと、そういうところから離れたところにどうも地点があって、あんまりうまく選定されていないんじゃないかなという気がするんですね。例えば、それとかあと、山から近いところなんかで言うと、多分気流の巻き込みとか何かもあるかと思うので、そういうことも考えて、きちんともう一度観測地点を精査していただきたいなというのがまず一つですね。

もう一つ、ちょっと意見があるんですけども、今回予測をして、事後調査で例えば大気汚染をサンプルして多分比較していただくと。そこまでやっていただいてきちんと整理されるんだと思いますけども、ほかにも処理場がたくさん国内にはできているわけで、そういうところの実績も多分お持ちだと思うので、そういうところの濃度の予測結果を十分調査されているかどうかちょっとわかりませんが、きちんとデータ整理をされて、あと測定結果なんかもきちんと整理をされて、そういうのもあわせて公開していただいた方がいいのかなというのが私を感じる意見ですね。ありがとうございました。

#### 岡崎会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。お願いします。

#### G委員

16番の土壤のところについてなんですけども、現地調査地点を大気の拡散予測結果を踏まえて設定しなさいということが書いてあるんですけども、一方では11番で大気予測の評価を見直すようなことも言及されていますので、それとのちょっとリンクがあった方がいいのかなと。仮に今、小田委員からもありましたけども、予測の手法を精緻にするとかしますと、恐らく土壤の方の結果も変わってくるでしょうから、必要な、予測方法を見直した場合にはもう一度土壤の方の評価方法も見直すことも含めてということの方がよいかなというふうに感じました。

それと、多くの委員から意見ありますけれども、事後調査の点ですね。やっぱり予測には限界があるというふうに私も思います。それで、ですからこそ事後調査が大事になってくるんですけども、事業者が示されている期間が、例えば施設の運転が定常状態になってから1年間というようなことで、前からもそこについては幾つか質問もあったところですけども、その1年間で本当にいいのかなというところをやっぱり皆さん感じている、住民の方々が不安に感じているところではないのかなというふうに思います。

それで、根拠がきちっと示されていればいいんですけども、この知事意見の5番のところですね。調査項目、地点、期間等再確認ですけども、根拠とあわせて示していただきたい。恐らく土壌であるとか、地下水であるとか、ちょっと1年間で定常状態に近くなるとは少し考えにくいところがあるんですよ。根拠があればそれはまた別ですけども、そのあたりあわせて作成し直していただければというところを意見としたいと思います。

#### **岡崎会長**

ありがとうございました。ほかに、どうぞ、お願いします。

#### **D委員**

19番なんですけれども、1番、2番の各論についてはこれでわかりやすいと思うんですけども、植物、動物、生態系というものを一まとめにして、ほかの部分の具体性のある説明文と比べると、植物、動物、生態系の環境保全措置については、不確実性が高いので専門家の指導や助言を得て進めなさいという、そこをもう少し丁寧というか、わかりやすくというか、具体性がある文章にした方がいいのではないかなと思います。そのカンマの後の「必要に応じて」というのはそのとおりだと思うんですけども。

#### **岡崎会長**

よろしいでしょうか。事務局の方はよろしいでしょうか。理解できましたでしょうか。ほかに御意見ありましたら。お願いします。

#### **H委員**

済みません、もう既にその精神は書かれていると思うんですけど、この21個の中のどこにでも入るような、どこにも入っていないような話なんですけども、準備書についてのいろんな説明の中で、事業者さんが、詳細設計が決まっていないのでまだちょっとその話はどうなるかわかりませんというようなことが多かったんですけども、ここで書いてあるものだと2番とか3番とかそのあたり、焼却処理方式の決定でとか、将来の環境状態の設定とか、動物、植物の話にもかかわっているんですけど、その辺、評価書に向けてどこまで何か明らかになるかはわかりませんが、例えば今回出していただいた新しいフォトモンタージュの話でも、これは今どういう建物になるかわからないのでこういう、何ていうか、直方体の形で、それで建物が白く塗ってある状態なわけですが、その辺の例えば、これは結構景観的な変化は私は大きいと思っているんですけど、しかも工業団地ができることによって、例えば3ページの、このA3の資料で3ページのものだと、今のその工業団地ができる前の状態と比べると、手前に建物が建つからそれほどではないかもしれませんが、建物の見え方というのは大分変わってきますので、それで景観配慮といいますか、その建物の形とか色とかというのは少し重要になるのかなと思うところがあるんですけど、そういう話は、例えば準備書であると7の435ページあ

たりに書いてあって、環境保全措置として施設の存在、供用と違って、主要な眺望景観の改変の程度及び内容でアースカラーにしますとか、材質をその景観との調和に配慮しますとかいう、すごくあいまいなことしか書いてないんですね。評価書で、だからそういう点がどこまで改善されて具体的になるのかなというところがちょっと、何と言ったらいいんですかね、要望したいところとしては、だからより具体的な評価といいますか、完全に固まるということはないのかもしれませんが、この準備書の段階で、例えば景観についていうと7の435ページのように書いてあって、それを435ページの一番下の段落では、例えば、上記の環境保全措置を講じることから、主要な眺望、景観への影響については実行可能な範囲で問題がないと評価すると書いてあるんですが、すごくその上があいまいなことしか書いてないので、それをもとに問題がないというのもちょうとひっかかるところがありまして、その詳細設計、例えばその建物の色とかいうようなところというのはもう少し具体的ににならないのかなということを感じております。この項目の中に入るのかどうかというところがちょっと意見が言いつらいところだったんですが、そのように感じております。

**岡崎会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

#### **I委員**

質問なんですけれども、どこかに書いてあったら申しわけないんですが、事後調査をやって、事前に予測した結果よりも悪い結果が出た場合に、それに対する対策をどのようにとるか、とるのか、とらないのかという判断はだれがどのようにされるのでしょうか。

#### **後藤田課長補佐**

まず、準備書の10の4あたりをごらんいただきたいんですが、事後調査の環境影響の程度が大きいことが明らかになった場合の方針ということで、事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合、またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり必要な措置を講ずるものとするということになってございます。これは事業者の取り組みということでございます。

県といたしましては、事後調査計画書というのを事前に提出を、事後調査の前に提出をしていただくことになっております。その中で、その計画の中身を見させていただく中で必要な指摘の方はさせていただこうかなというふうに思っておりますし、最終的にその結果が出てきた時点で、済みません、計画書の中に、ごめんなさい、その環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針なども記載することになっておりますので、その辺のチェックはまずさせていただきたいと思っております。それから、その結果の方の報告書が出てきた時点で、その影響が大きい、ごめんなさい、済みません、環境保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講じるということが知事の方から指摘をすることができますので、そのような部分で担保をしていきたいなというふうに思っております。

#### **白石課長**

資料3が別紙であります。その一番下のところを見ていただくと、流れがわかります。

#### **後藤田課長補佐**

資料3の、済みません。わかりづらくて済みません。

#### **岡崎会長**

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

#### A委員

16番土壌についてなんですが、やはりその7地点、現在あるその現状の状況調査地点に1つ加えると、南東方向に1つ加えるとなると、やはり山の中になるというふうなことで、その尾根のところ調査地点をとるのか、谷の下にとるのかというふうなことで変わるだろうなというふうなことは容易に予測がつくんですけども、それをある程度、少なくとも例えば事業所が見える位置であるとか、何かそういう、全く気流が流れてこなそうな場所に地点をとられると困るというふうなことで、その地点を担保できるような文言を加えていただくことの方がいいような気がちょっとしてきました。以上です。

#### 岡崎会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。大体出尽くしてきたでしょうか。

各委員の方々からいろんな角度からの意見をいただきました。事務局の方では、また本日の各委員の意見をもとにして、再度知事意見の修正といいたいでしょうか、そういった作業をお願いしたいと思います。

それから、委員会の方々も、また追加の意見とか、あるいはお気づきの点があれば、事務局の方に御連絡していただくようお願いしたいと思います。ただ、作業の都合もありますので、事務局の方では、できれば今週中ぐらいまでにそういった追加の御連絡をいただければありがたいというようなことですので、よろしく願いいたします。

その後、事務局から資料3の今後のスケジュールについて、事務局から説明し、審査会は終了した。